

## 平成30年度大磯町一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大磯町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,632,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
14 国庫支出金			
	1 国庫負担金		
	2 国庫補助金		
15 県支出金			
	1 県負担金		
	2 県補助金		
20 諸収入			
	5 雑入		
21 町債			
	1 町債		
歳入		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
928,389	6,949	935,338
719,093	1,000	720,093
202,140	5,949	208,089
658,802	7,500	666,302
400,088	500	400,588
194,126	7,000	201,126
288,568	203	288,365
153,951	203	153,748
481,800	11,000	492,800
481,800	11,000	492,800
9,606,773	25,246	9,632,019

歳 出

(単位：千円)

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 4 選 挙 費 6 監 査 委 員 費 7 地 域 協 働 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費 2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
7 商 工 費	1 商 工 費
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費 4 都 市 計 画 費 6 港 湾 費
9 消 防 費	1 消 防 費
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 4 幼 稚 園 費 5 社 会 教 育 費
歳 出	合 計

補正前の額	補正額	計
142,464	1,054	141,410
142,464	1,054	141,410
1,485,148	12,992	1,498,140
1,032,837	56,876	1,089,713
154,395	4,763	149,632
82,535	1,914	84,449
39,368	281	39,087
21,529	3,298	18,231
152,235	37,456	114,779
3,371,202	7,122	3,364,080
2,070,851	15,631	2,055,220
1,300,251	8,509	1,308,760
945,672	8,672	954,344
256,368	8,059	248,309
689,304	16,731	706,035
114,409	7,908	122,317
110,385	7,908	118,293
138,445	2,561	135,884
138,445	2,561	135,884
1,393,917	15,503	1,378,414
93,115	5,702	87,413
785,446	9,189	776,257
152,049	612	151,437
524,568	2,898	527,466
524,568	2,898	527,466
796,072	19,016	815,088
234,973	7,710	242,683
118,294	887	119,181
159,352	18,419	177,771
202,764	8,000	194,764
9,606,773	25,246	9,632,019

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	7 地域協働費	地域会館整備事業	2,160
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	26,713

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	11,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその 債権者と協定する ものによる。ただ し、町財政の都合 により据置期間及 び償還期間を短縮 し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることがで きる。